(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　七号
(三) 占用を制限する区域　区域
新潟市中央区長嶺町八五番一地先から同市中央区鏡が岡五二七番二まで
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年四月一日
(七) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

中部地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、令和七年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。
令和七年三月三十一日　中部地方整備局長　佐藤　寿延

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　一号
(三) 占用を制限する区域　区域　備考
島田市菊川地内
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年三月三十一日
(七) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局浜松河川国道事務所

中部地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公示する。
令和７年３月31日　中部地方整備局長　佐藤　寿延

道路の種類　路線名　区間　備考
一般国道　41号　高山市上岡本町１丁目38番から同市冬頭町1041番１までの上下線

中国地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第１項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、令和七年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。
令和七年三月三十一日　中国地方整備局長　林　正道

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二号
(三) 占用を制限する区域　区域　備考
福山市入船町三丁目五〇番から同市入船町二丁目七七番まで
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年三月三十一日
(七) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局福山河川国道事務所

四国地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、令和七年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。
令和七年三月三十一日　四国地方整備局長　豊口　佳之

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　十一号及び三百十九号
(三) 占用を制限する区域　区域　備考
丸亀市飯野町西分字川緑甲六〇九番四から同市飯野町西分字川緑乙一番一地先まで
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年三月三十一日
(七) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局香川国道事務所

労　働

最低工賃の改正決定に関する公示

山梨労働局最低工賃公示第１号
家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、山梨県貴金属製品製造業最低工賃（令和４年山梨労働局最低工賃公示第１号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。
令和７年３月31日　山梨労働局長　髙西　盛登